

令和 2年 4月

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

志布志市長 下 平 晴 行
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等（通所支援）の取
扱いについて（通知）

平素は、志布志市障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内においても新型コロナウイルスの感染者が確認され、各障害福祉サービス事業所の皆様には、なお一層の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、感染症対策マニュアル等に基づき組んで頂いているところかと存じます。

令和 2 年 3 月 1 0 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」において、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下の場合、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっています。

(ア) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している
場合

(イ) サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者へ感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

- ※ 1 本市では大隅 4 市 5 町（垂水市、鹿屋市、曾於市、志布志市、南大隅町、錦江町、肝付町、東串良町、大崎町）での感染確認も判断対象の取り扱いとします。但し、大隅 4 市 5 町に事業所を設置している場合。
- ※ 2 明記以外の事案については、事業所からの申し出により判断対象として取り扱います。

上記（ア）若しくは（イ）に該当する場合、障害福祉サービス事業等（通所支援）において、在宅でのサービス提供（支援）を必須とし支援を行う際に、別に定める届出書を事前に提出することで報酬算定の対象とする取扱いとします。

なお、本取扱いは、当面の間適用することとし、今後は国の情勢等を踏まえ、変更等があった場合には、随時通知にてお知らせ致します。

【問合せ先】

志布志市役所 福祉課 障害福祉係

0 9 9 - 4 7 4 - 1 1 1 1 (代 表)

Mail syougaihukusi@city.shibushi.lg.jp